資料４

論点6 「水質環境基準の見直しを踏まえた流総計画におけるCODの評価方法」について

１.検討の背景

○環境省は地域のニーズや実情に応じた生活環境の保全に関する水質環境基準のあり方を検討し、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（以下、水質環境基準の見直しについて（令和7年2月）という。）」の告示等を改正し、令和7年2月14日に施行した。

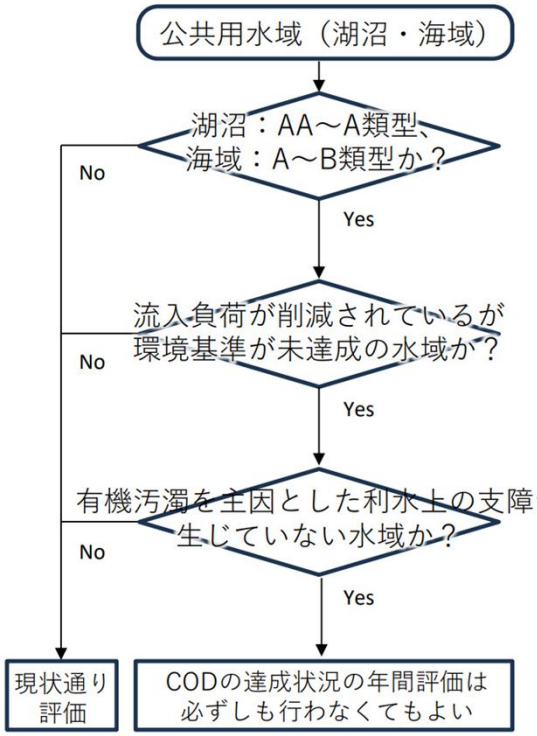
○CODの達成評価について、以下のとおり見直しが図られている。

◆**湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとした。**

◆CODの評価を行わない場合であっても、有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して行うこととし、測定項目はCODによるほか底層DOなどによる測定でも可能とした。

○　常時監視の実施に当たって、測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合、湖沼（告示別表２の１の（２）のアで示すＡＡ類型又はＡ類型の水域に限る。）又は海域（告示別表２の２のアで示すＡ類型又はＢ類型の水域に限る。）において、各類型の利用目的に対して、現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていないＣＯＤの環境基準の水域区分では、ＣＯＤの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとした。ＣＯＤの評価を行わない場合も、水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して行うこととし、測定項目はＣＯＤによるほか底層ＤＯなどによる測定でも可能とした。

出典）「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示」及び
「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正」の概要
令和７年2月14日　環境省 水・大気環境局 環境管理課

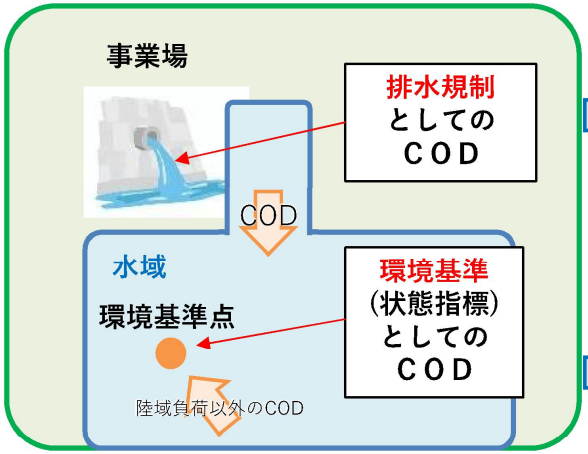


【CODの水質環境基準の達成評価を行わない判断の具体的フロー】

1.検討の背景

【参考】 CODの環境基準の達成評価を行わないことと排水規制の関係

・今回の改正は、水域のCODが流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を表す指標としてはCODが適切に機能しない場合に、CODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするものである。
・CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のため、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。



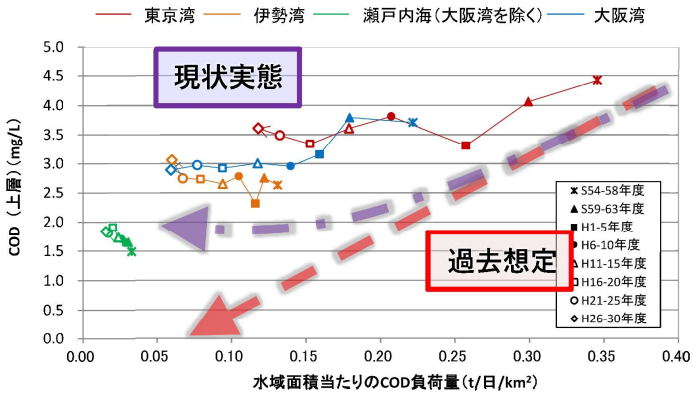
現状でも有効

適切に評価できない

当初はCOD負荷が削減されることにより、水域のCOD濃度が減少することを想定していたため、「環境基準を確保することを目途」に総量削減目標量が設定され、総量削減制度による水質規制が実施されてきた。（水質汚濁防止法第４条の２第２項）

現在は、水域によっては、CODが、内部生産、海底からの溶出、外洋からの流入など、陸域からの流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を評価する指標としては、特に低濃度の範囲では、CODが適切に機能していない場合や、CODの達成状況と利水障害との相関がなくなっている場合がある。

今回の改正は、こうした場合にCODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするもの。



一方、排水中の有機汚濁の指標としては、CODは引き続き有効。

CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のために、工場・事業場からのＣＯＤの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、ＣＯＤの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。

出典）水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて
令和７年３月　環境省 水・大気環境局 環境管理課

２.検討事項

【検討事項】

●「水質環境基準の見直しについて（令和7年2月）」を踏まえ、「CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよい」とされた湖沼・海域における流総計画のCODの目標値としての扱いや、計画策定時に留意すべき事項を決定する。

【検討の論点】

●論点① 「CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよい」とされた水域に対する流総計画における将来汚濁解析によるCODの達成評価の要否

●論点② 流総計画にてCODの評価を「行わなくてよい」とした場合の将来の目標負荷量設定の考え方

【検討の進め方】

●まずは、「CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよい」とする場合の考え方について、「水質環境基準の見直しについて（令和7年2月）」とその適用事例を整理する。
（令和８年10月現在の唯一の適用事例：伊勢湾）

●次に以下の違いを整理する。

・水質環境基準の見直しについて（令和7年2月）：CODの環境基準の達成状況の年間評価

・ 流総計画　：汚濁解析によるCODの達成評価

●上記の違いに応じて、流総計画における汚濁解析によるCODの達成評価の方法について検討する。（＝論点①と論点②）

3.整理：CODの環境基準の達成状況の年間評価の考え方と適用事例

「湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとした。」場合の適用

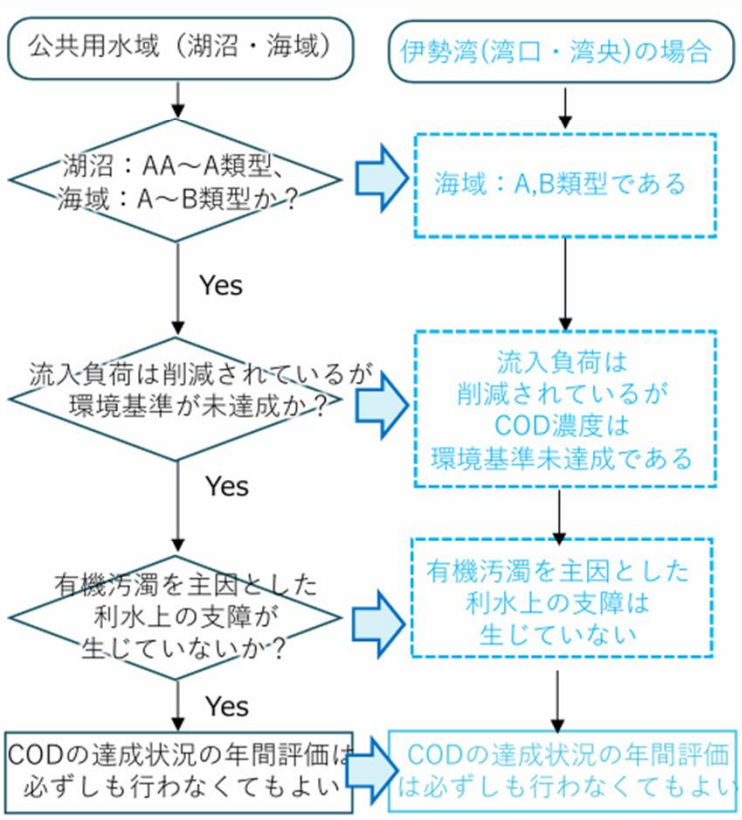
	CODの環境基準の 達成状況の年間評価 「水質環境基準の見直しについて （令和7年2月）」	適用事例（伊勢湾）
評価の時点	現況	現況
評価の値	実測値	実測値
適用の考え方	現在、 CODの水質環境基準が未達成で、 有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない水域	・利水上の支障：赤潮による漁業被害 ・発生状況：時期、場所 ・判断：支障の発生が散発であるので、「継続的に生じていない」として年間評価しない
CODの水質改善に対する考え方	CODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然必要	CODの排水規制や総量削減制度は引き続き必要
	CODによる評価を行わない場合も、水質汚濁防止法第15条に基づく水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリン グ）は継続して行うこと。	CODについては、評価を行わない場合も、水質汚濁防止法第15条に基づく水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリン グ）は継続して行うこと。なお、底層溶存酸素量についても、CODと同様にモニタリングを実施すること。

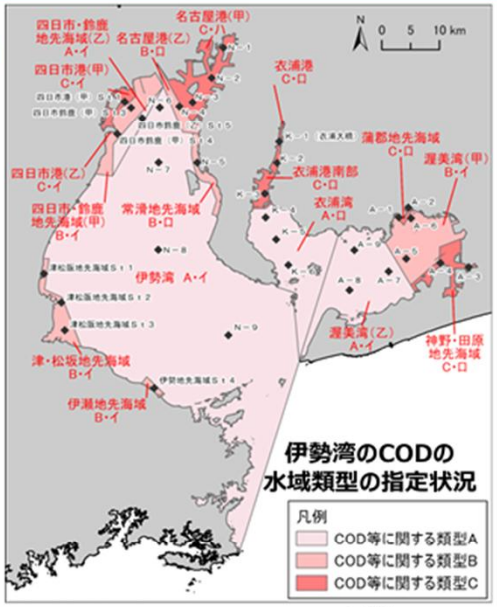
3.整理：伊勢湾におけるCODの環境基準の達成評価の適用

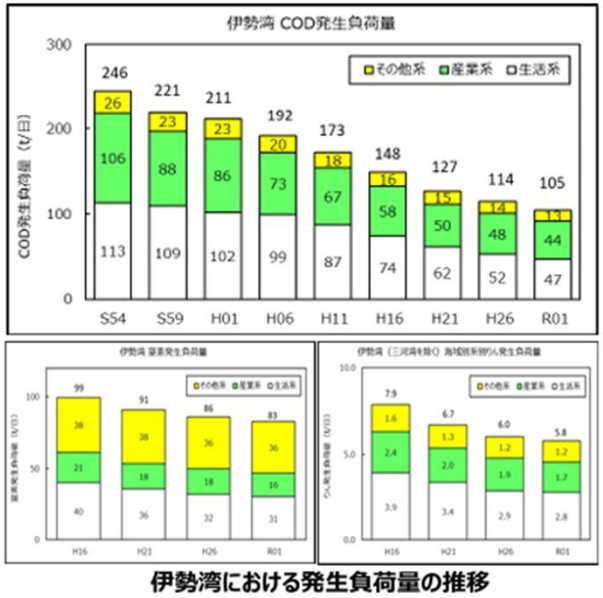
④CODの達成評価の変更

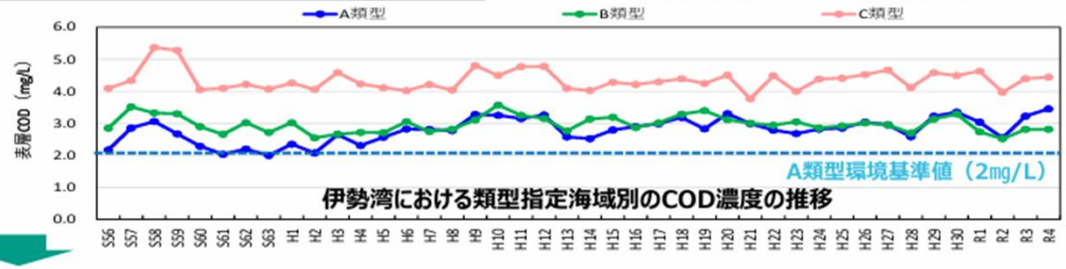
環境省

- 伊勢湾の湾口・湾央部の水域では、**流入負荷は削減されている**が、**COD濃度は減少せず**、**環境基準が未達成**。内部生産、底質からの栄養塩類の溶出、難分解性COD、外洋からの流入等の影響が考えられる。
- 伊勢湾では、**有機汚濁を主因とした利水上の支障は生じていない**と考えられる。









- **伊勢湾の湾口・湾央部の水域(A,B類型に指定した水域)では、CODの達成・非達成の評価を必ずしも行わなくてもよいこととする。**
- **有機汚濁に関するモニタリング（COD及び底層溶存酸素量）は継続して実施し、影響を監視する。**

出典）伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて 概要（令和８年６月19日）
環境省　水・大気環境局　環境管理課

４.検討：流総計画における汚濁解析によるCOD達成評価方法の検討

	CODの環境基準の達成状況の年間評価「水質環境基準の見直しについて（令和7年2月）」	流総計画における汚濁解析によるCODの達成評価(案)
評価の時点	現況	将来（目標年度） ※20～30年先
評価の値	実測値	シミュレーション結果
適用の条件と考え方	現在、CODの水質環境基準が未達成で、有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない水域	湖沼(AA、A類型)、海域(A、B類型)において、現在、CODの水質環境基準が未達成で、有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じないとされ、CODの達成状況の評価が不要となった場合、将来、水質環境基準を未達の予測でも「有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じないと予測される水域」とできる。
適用した場合のCODの水質改善に対する考え方		・CODの排水規制や総量削減制度は引き続き適用した上で、水質環境基準が未達と予測される水域であっても、評価しない。 ただし、湖沼については、将来の利水上の支障への影響を配慮し、CODの排出負荷量と放流先の水質は現状以下程度に維持する。 ・モニタリングは引き続き実施する。
適用した場合の計画としての扱い		・流総計画にて将来におけるCODの達成評価は不要とする。 ただし、湖沼については、CODの水質環境基準に対して現状以下程度の水質を維持するための計画を策定する。 ・CODの環境基準達成のための過剰な栄養塩類の削減は、実施しない

５.本検討会でご確認いただきたい事項

【確認事項】

● ４． 流総計画における汚濁解析によるCOD達成評価方法の検討について（7ページ）ご意見をお願いたします。